

港区里親支援センター設置運営事業業務内容

- 1 件名
港区里親支援センター設置運営事業業務
- 2 事業開始日
令和7年10月1日
- 3 履行場所
港区子ども家庭総合支援センター（東京都港区南青山五丁目7番11号）
内、2階会議室1、3階相談室1、ほか
- 4 業務の目的
児童福祉法に基づき里親支援事業を行うほか、里親及び小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）に従事する者（以下「里親等」という。）、里親等に養育される児童（以下「里子等」という。）並びに里親になろうとする者について相談その他の援助を行う。里親のリクルートからアセスメント、里親と子どものマッチング、子どもを委託中の里親支援、委託解除後のフォローまで一貫した包括的な業務を行うとともに、児童相談所や地域の関係機関等と密に連携し、里親支援体制を一層強化・充実し、里親委託等家庭養育の推進、社会的養護を必要とする児童の養育環境の一層の向上を図り、里子等が心身共に健やかに育成されるよう、その最善の利益を実現することを目的とする。
- 5 職員体制
里親支援センター設置運営要綱（令和6年3月29日こ支家第181号子ども家庭庁支援局長通知）の「第4項 職員」に規定されている者を置くこと。
 - （1）里親支援センターの長
 - （2）里親制度等普及促進担当者（里親リクルーター）
 - （3）里親等支援員
 - （4）里親研修等担当者（里親トレーナー）なお、これらの者はすべて専任とする。
- 6 業務内容
里親支援センター設置運営要綱（令和6年3月29日こ支家第181号子ども家庭庁支援局長通知）の「第5項 業務内容」に規定されている業務を全て実施すること。都区の児童相談所が里親の相互委託を実施すること、都区が共同実施、または同水準で実施する事業（例：研修事業、育児家事援助

者派遣事業、養育家庭体験発表会など）の内容を踏まえ、業務を行うこと。

里親支援センターは、「3 履行場所」に記載の「港区子ども家庭総合支援センター」全体の開所時間に合わせて原則週5日、8時30分から18時まで開所し、開所の週の合計時間が48時間以上となるようにすること。加えて、開所時間以外においても、里親支援センターの利用者が24時間365日連絡をとれる体制を整えること。

(1) 里親制度等普及促進・リクルート業務

里親制度その他の児童の養育に必要な制度（以下「里親制度等」という。）の普及促進を行うとともに、里親になろうとする者の開拓を行うこと。

里親制度等の普及促進に当たっては、講演会及び説明会等の実施時期、実施回数等について、より多くの対象者が参加できるように配慮すること。

里親になろうとする者の開拓に当たっては、希望者の年齢層や希望する理由、里親制度等を知ったきっかけ等について十分に把握し、里親になるためにはどのような取組が有用なのかを検討するとともに、里親になることへの不安や負担感を軽減すること。

(2) 里親等研修・トレーニング業務

ア 基礎研修、登録前研修及び更新研修

①養育家庭研修

②専門養育家庭研修

③養子縁組里親研修

※専門養育家庭研修の講義及び演習科目は、外部に委託することも可能とする。

イ 未委託里親等に対する研修・トレーニング

ウ その他、里親等並びに里親になろうとする者に対する研修・トレーニングに関する業務

(3) 里親等委託推進業務

ア 里親と子どものマッチング

イ 自立支援計画への助言等

ウ 里親委託等推進委員会の開催または参画

エ その他、里親等委託推進に関する業務

(4) 里親等養育支援業務

以下の業務を行うこと。なお、業務の実施に当たっては、里親等のみならず、その養育される児童（実子も含む。）も支援対象となるという観点から支援を行うこと。

ア 里親等への情報提供・訪問支援

イ レスパイト・ケアの調整

ウ 里親等による相互交流

エ 里親等による援助活動

オ その他利用者に対する養育支援に関する業務

(5) 里親等委託児童自立支援業務

委託中から子ども、里親等、児童相談所、実親等本人の家族等と将来の目標を念頭に置いた話し合いを重ね、自立支援の方向性を検討し自立支援計画に基づき支援を行う必要があることから、里親等及び里子等、また委託解除後の子どもに対し、以下の業務を行うこと。

ア 委託中からの自立に向けた相談支援等

イ 委託解除後の継続的な状況把握及び相談支援等

ウ その他、自立支援に関する業務

7 留意事項

(1) 職員又は職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た情報等を漏らすことがないように、職員又は職員であった者に対し、個人情報等の取扱い等について守秘義務を課すこと。なお、業務の一部を委託する場合は、委託先との契約においても守秘義務を課すこと。

(2) 港区児童相談所、都内の児童相談所、港区のあらゆる関係部署及び里子等の通学する学校並びに児童福祉施設、児童委員など、関係機関と密に連携して、里親等及び里子等並びに里親になろうとする者への支援に当たらなければならない。

特に、港区児童相談所と連携した対応が重要であることから、児童相談所から里親等及び里子等並びに里親になろうとする者の情報を積極的に取得するとともに、これらの情報について、港区児童相談所と適切な情報共有に努めること。

(3) 里親支援センターは、業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(4) 上記のほか、里親支援センターの運営に当たっては、国が策定した「里親支援センター及びその業務に関するガイドラインについて」（令和6年3月29日こ支家第185号こども家庭庁支援局長通知）で示した内容を十分に踏まえて実施すること。

(5) 週5日・40時間以上の開所と開所時間以外の連絡体制の構築にあたっては、「児童福祉施設（こども家庭庁支援局家庭福祉課所管施設）における施設機能強化推進費について」（昭和62年5月20日児発第450号厚生省児童家庭局長通知）施設機能強化推進費実施要綱）に基づき実施すること。

(6) 業務の詳細については、港区と協議を行い内容を決定すること。

8 経費

里親支援センターの運営に関する経費は、「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」（令和5年5月10日こ支家第47号こども家庭庁長官通知）によるものとする

9 養子縁組包括支援事業の業務内容（委託予定の事業）

（1）養子縁組制度普及促進事業

里親支援センターにおいて、養親による講演会や養子縁組制度の説明会の実施等により養子縁組制度の広報活動を行い、養子縁組を円滑に推進するため、養子縁組里親を開拓する。

講演会・説明会等の実施に際しては、より多くの対象者、養子縁組里親を希望しない養親希望者についても積極的に講演会等に参加することが可能となるよう配慮すること。また、区と連携したリクルート活動に努めること。

（2）養親訪問等支援事業

里親支援センターにおいて、養親への訪問支援、養親及び養親希望者による相互交流、夜間・休日の相談支援体制の整備など子どもの養育に関する支援を実施することにより、その負担を軽減し、適切な養育を確保する。

事業を実施するにあたり、主たる担当者として養親等相談支援員（里親支援センター設置運営要綱（令和6年3月29日こ支家第181号こども家庭庁支援局長通知）の第4項③に該当する者）を配置することができる。